住宅用火災警報器の交換について

(本体の交換が必要な場合)

- 住宅用火災警報器(以下「住警器」という。)本体の交換については、「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成16年11月26日総務省令第138号)」(以下「設置維持省令」という。)において、以下のように取り扱うことが義務づけられている。
 - 自動試験機能^{**1}を有する住警器にあっては、自動試験機能により機能の異常が判明 した場合は、適切に交換すること
 - ・ 自動試験機能を有さない住警器にあっては、交換期限が経過しないよう、適切に交換 すること
- これらの場合に加え、作動確認機能^{※2}を有する住警器にあっては、作動確認により機能の異常が判明した場合にも、適切に交換する必要がある。

(本体の交換を推奨する場合)

○ 電池切れの場合は、設置維持省令において適切に電池を交換することとされているが、 設置から 10 年以上経過している場合は、経年等により本体内部の機器が劣化しているこ とが考えられるので、本体を交換することが望ましい。なお、本体交換の際には、連動型 住宅用火災警報器、火災以外の異常を感知して警報する機能を併せもつ住宅用火災警報 器、音や光を発する補助警報装置を併設した住宅用火災警報器など付加的な機能も併せ 持つ機器を推奨されたい。

なお、交換の必要性や推奨にあっては、(一社)日本火災報知機工業会が作成した「住宅用火災警報器交換診断シート」を適時活用されたい。

(URL: http://www.kaho.or.jp/pages/keiho/page-keiho-07-01.html)

※1 自動試験機能

住宅用火災警報器の感知部が適正であることを自動的に確認する機能をいう。

※2 作動確認機能

ボタンを押す又は住警器本体から下がっているひもを引くことにより、住警器が 正常に作動しているかを確認するための機能をいう。